

鳥取県訓令第5号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
危機 対策 ・情 報課	無線業務に従 事する職員	略			危機 対策 ・情 報課	情報システム 管理担当の職員 のうち無線業務 に従事する職員	略		
消防 防災 課	高圧ガス及び 火薬類の取締り の業務に従事す る職員				消防 防災 課	消防・保安担 当の職員のうち 高圧ガス及び火 薬類の取締りの 業務に従事する 職員			
総務 課	機械、電気及 び電話の保守管 理の業務に従事 する職員				総務 課	庁舎管理担当 の職員のうち機 械、電気及び電 話の業務に従事 する職員			
略					略				
情報 政策 課	鳥取情報ハイ ウェイの管理運 営業務に従事す る職員	略			情報 政策 課	地域情報化担 当の職員のうち 鳥取情報ハイウ ェイ管理運營業 務に従事する職 員	略		
水・ 大気 環境 課	略	略			水・ 大気 環境 課	略	略		
	2 常時現地で 大気の汚染及 び悪臭に関す る調査の業務					2 大気担当の 職員のうち常 時現地で大気 の汚染及び悪			

	に従事する職員							
	3 水道施設の立入検査の業務に従事する職員							
略								
景観まちづくり課	常時現地で都市計画に関する業務に従事する職員	略						
公園自然課	常時現地で自然環境保全及び自然公園に関する業務に従事する職員							
略								
くらしの安心推進課	計量器等の検査の業務に従事する職員	略						
住宅政策課	常時現地で建築指導に関する業務に従事する職員							
略								
企画総務部	略							
	2 農業専門技術員の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽 防寒服	2 2 1 1 1	60 60 36 36 36				
	3 略							
略								
西部総合事務所								

	臭に関する調査の業務に従事する職員							
	3 上下水道担当の職員のうち水道施設の立入検査の業務に従事する職員							
略								
景観まちづくり課	まちづくり担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略						
公園自然課	自然環境保全担当及び自然公園担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員							
略								
くらしの安心推進課	くらしの安全担当の職員のうち計量器等の検査の業務に従事する職員	略						
住宅政策課	建築指導担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員							
略								
企画総務部	略							
	2 農業専門技術員の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	2 2 1	60 60 36				
	3 略							
略								
西部総合事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で大山自然歴史館の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ポロシャツ キャラバンシューズ 防寒服	2 2 2 1 1	60 60 24 36 36				



	技師の職務に従事する職員及び医薬を担当する職員を除く。)	
	2 略	
米子保健所	医薬・感染症対策室の職員（診療放射線技師の職務に従事する職員及び医薬を担当する職員を除く。）	略
日野保健所	保健衛生係の職員（感染症対策又は疾病対策の業務に従事する職員に限る。）	略
	略	
高等技術専門学校	1 木造建築科で指導に従事する職員 2 自動車整備科で指導に従事する職員 3 土木システム科で指導に従事する職員 4 設計インテリア科で指導に従事する職員 5 コンピュータ制御科で指導に従事する職員	略

	士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)	
	2 略	
米子保健所	感染症・疾病対策室の職員（歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。）	略
日野保健所	保健衛生係の職員（歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除き、感染症対策又は疾病対策の業務に従事する職員に限る。）	略
	略	
高等技術専門学校	1 指導課の職員のうち木造建築科で指導に従事する職員 2 指導課の職員のうち自動車整備科で指導に従事する職員 3 指導課の職員のうち土木システム科で指導に従事する職員 4 指導課の職員のうち建築システム科で指導に従事する職員 5 指導課の職員のうちコンピュータ制御科で指導に従事する職員	略

略

略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。